

茨木市バリアフリー基本構想（概要版）

「JR 茨木駅・阪急茨木市駅周辺地区」・「総持寺駅周辺地区」・「南茨木駅周辺地区」
— 移動等円滑化基本構想 —

茨木市では、ユニバーサルデザインの考え方を包括し、市民誰もが、安全に障害なく移動できるまちづくりをハード、ソフトの観点から行政・市民・事業者が協働で取り組むことをバリアフリーとして定義し、継続的な取り組みとして、市全域のバリアフリー化をめざしています。

本基本構想は、今後、市でバリアフリーを進めていくうえでの基本方針を定めるとともに、バリアフリー法に基づき、「JR 茨木駅・阪急茨木市駅周辺地区」、「総持寺駅周辺地区」、「南茨木駅周辺地区」の3地区におけるバリアフリー化に関する基本的な事項を記載しています。基本構想策定後に、各事業者が特定事業計画を策定し、事業を実施しています。

基本理念

市民からは、バリアフリー整備を進めるだけでなく、心のバリアフリーの推進の重要性も数多く指摘されました。行政、事業者、市民との協働のもと、ハード整備だけでなく、心のバリアフリーの取り組みも併せてより一層進めていきます。

いつでもだれもが
バリアをかんじず
らく(楽々)と
きもちよく移動できるまち いばらき

バリアフリー推進にあたってのポイント

施設のバリアフリー化（かたち）、市民の心のバリアフリー化（こころ）、市民等との協働による推進（しくみ）の3つのポイントを考慮してバリアフリーを推進していきます。



茨木市のめざすバリアフリーなまちのイメージ

本基本構想に基づき、駅舎やバス停、バス車両等の公共交通、道路、信号や横断歩道、建築物、案内のわかりやすさ等のバリアフリー化を進めることで、移動の円滑化を図り、バリアフリーなまちをつくっていきます。



バリアフリー化整備の方針

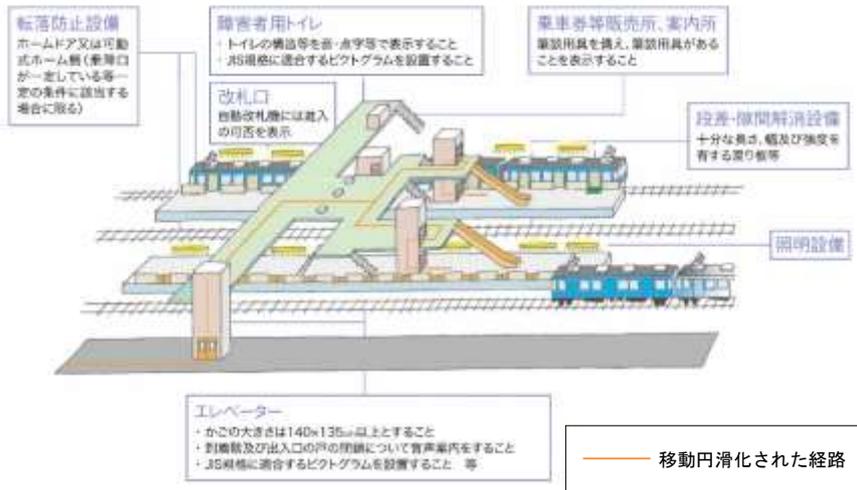
茨木市のバリアフリー推進の3つのポイントごとに整備方針を定め、バリアフリー化を進めていきます。

かたち ～施設のバリア フリー化～

施設等において、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設の整備を進めます。

駅

出典)「バリアフリー新法の解説(国土交通省・警察庁・総務省)」パンフレット



- 【整備の方針】**
- ・ トイレ設備の充実
 - ・ 移動円滑化された経路の改善

道路(歩道)

出典)「バリアフリー新法の解説(国土交通省・警察庁・総務省)」パンフレット



- 【整備の方針】**
- ・ デコボコや段差のある歩道の改善
 - ・ 歩きやすさや排水性を考慮した路面舗装への改善
 - ・ 舗装不良箇所の改善
 - ・ ポールや電柱等の見直し
 - ・ 歩行者と自転車の分離(安全対策)の検討
 - ・ 視覚障害者誘導用ブロックの新設、改善
 - ・ 幅員に余裕のある箇所への休憩場所の設置の検討

信号機・交差点

- 【整備の方針】**
- ・ 安全に横断できる交差点への改良
 - ・ 地域の合意にもとづく音響信号の設置

バス(バスターミナル)

- 【整備の方針】**
- ・ バスターミナルにおけるバリアのない経路の確保
 - ・ 利用しやすいバス停への改善
 - ・ 低床バスの導入促進
 - ・ 駅とバスの乗り継ぎのしやすさの向上
 - ・ わかりやすい情報、案内方策の検討

建築物

- 【整備の方針】**
- ・ トイレやエレベーター等の設備の利便性向上
 - ・ 駐車場や歩道と出入口部の連続性の確保
 - ・ 民間施設も含めた建築物のバリアフリー化の促進
 - ・ 子育て世代も利用しやすい環境の整備

公園

【整備の方針】

- ・ 経路（園路・広場）、トイレ、駐車場等のバリアフリー化

駐車場

【整備の方針】

- ・ 障害者用駐車スペースの充実

こころ

～市民の心のバリアフリー化～

どんなにハード整備が進んでも、利用者の配慮の有無で、十分に活用されない事もあります。誰もが互いに尊重し、譲り合い、助け合う心を育て、バリアフリーのまちづくりをめざします。

市民の理解の促進やマナー向上

【取り組みの方針】

- ・ 市民への啓発活動（障害者に対する理解等）
- ・ 市民の理解を深めるための勉強会等の開催
- ・ 自転車施策と連携した自転車マナーの向上（違法な自転車運転、放置自転車等のマナー）
- ・ バリアフリー教育の推進（学校教育でのバリアフリー学習メニューの導入等）

職員やスタッフ等の対応の充実

【取り組みの方針】

- ・ 職員、スタッフの対応の充実（手話・筆談・障害者への理解等）
- ・ 接遇技術の向上

しくみ

～市民等との協働による推進～

バリアフリーの取り組みを、市民・行政・事業者で連携して、継続的に進めていくためのしくみづくりの構築をめざします。

（案内・情報提供の充実）

【取り組みの方針】

- ・ すべての人にわかりやすいサイン（ひらがな・外国語併記等）の整備の検討
- ・ 点字、音声、文字案内の充実や、移動支援のための環境づくり等、障害者等に配慮した案内の検討
- ・ ホームページ等を利用したバリアフリーに関連した情報提供
- ・ 緊急時、災害時の情報提供方策の検討

しくみづくりに向けた取り組み

【取り組みの方針】

- ・ 基本構想策定後もスパイラルアップに取り組む組織の構築
- ・ 市民の意見を整備に反映するしくみの検討
- ・ 市民・事業者の自主的・積極的なバリアフリーの取り組みの支援

重点整備地区（3地区）の基本方針と実施すべき特定事業等

茨木市において優先的にバリアフリー化を図るべき重点整備地区を、バリアフリー法や市のまちづくり、市民ニーズ等の状況をふまえ、「JR 茨木駅・阪急茨木市駅周辺地区」、「総持寺駅周辺地区」、「南茨木駅周辺地区」の3地区に決めました。なお、重点整備地区以外の地域についても、必要となる安全対策やソフト施策について適宜検討・実施します。

生活関連施設

バリアフリー法の定義を踏まえ、様々な人が利用することが想定され、バリアフリー化が優先的に必要であり、またバリアフリー化することによる効果が見込まれる施設を生活関連施設として設定しました。

生活関連経路

旅客施設と生活関連施設間を結ぶ経路や生活関連施設間を結ぶ経路を、バリアフリー法で定める生活関連経路として設定し、重点的・優先的に移動等円滑化基準に沿ったバリアフリー化を目指します。

重点整備地区区域

バリアフリー法で、重点整備地区は「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」と規定しています。

区域の境界は、町丁目界、地形地物（主要道路、河川等）を基本としています。

整備目標時期

国、府の各種基準、関連のガイドライン等に沿った整備・改良を基本とするとともに、誰もがより利用しやすいものとするためにできる限り市民・当事者等のニーズを反映した整備を行うことを前提に、各事業者と協議を行い、具体的な整備事業メニューを策定し、整備目標時期を設定しました。

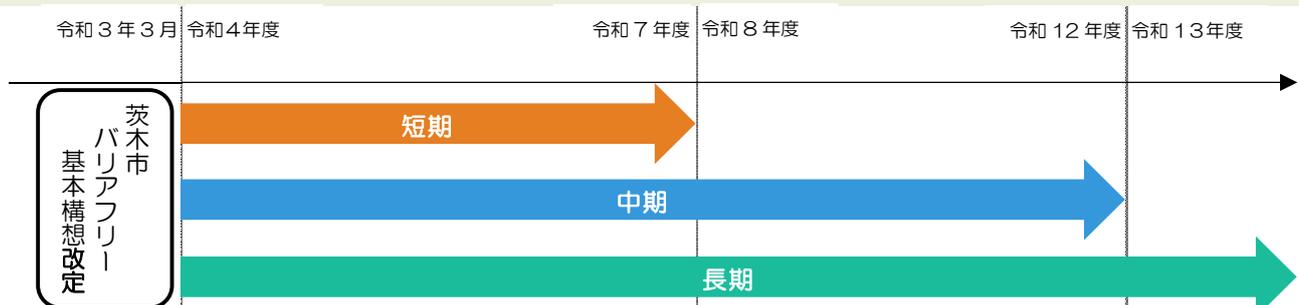


図2. 整備目標時期

表1. 生活関連施設の種類と基本的な考え方

施設の種類	基本的な考え方
旅客施設	鉄軌道駅（JR・阪急・モノレール）
都市公園・緑地	都市計画公園・緑地のうち、街区公園を除いた地区住民だけでなく、多くの市民や市外の人が利用する公園とします。
公共施設	市内の主要な官公庁施設 一般市民が日常的に利用する施設とします。
福祉・介護施設	主に高齢者、障害者の方等が日常的に利用する施設 基本的に公共的要素の高い施設とします。
病院	病床数100床程度以上、または延床面積2,000㎡以上
その他	高齢者、障害者等を含む市民が、多数利用する施設や、地域や市民から要望の高い施設とします。

表2. 各地区の生活関連経路の総延長

重点整備地区	生活関連経路の総延長
JR 茨木駅・阪急茨木市駅周辺地区	約13.29km
総持寺駅周辺地区	約3.63km
南茨木駅周辺地区	約4.48km

表3. 各地区の区域面積

重点整備地区	重点整備地区区域面積
JR 茨木駅・阪急茨木市駅周辺地区	約4.11km ²
総持寺駅周辺地区	約1.34km ²
南茨木駅周辺地区	約0.56km ²

3 地区共通の特定事業等

バスに関する項目

◇公共交通特定事業

- ・ノンステップ車両への更新（整備済）
- ・路線図・時刻表の改善

◇その他の事業

- ・乗降しやすいバス停留所への改善

その他事業

◇安全な歩行空間の確保

- ・放置自転車の撤去・規制
- ・違法駐車車両への注意・啓発
- ・商品・看板のはみ出しに対する指導及び撤去

教育啓発特定事業（心のバリアフリー）

「心のバリアフリー」を推進するための取り組みを教育啓発特定事業として位置づけ、継続的に実施していきます。取り組みを通じて、すべての人が「障害の社会モデル」の考え方を理解し、それを自らの意識に反映させ具体的な行動につなげていくことにより、誰もが安全で快適に移動できる社会の実現をめざします。

◇市民への啓発活動

- ・広報・啓発冊子の作成
- ・イベント等でのバリアフリーの啓発活動の実施
- ・市民出前講座の実施
- ・当事者等が講師となるバリアフリー講師派遣制度の構築

◇自転車マナーの向上

- ・放置自転車クリーンキャンペーン
- ・自転車教室の開催
- ・マナー向上にむけた啓発冊子の作成

◇学校における交流と協働学習の推進

- ・当事者参画の体験教室
- ・小学校へのバリアフリー出前講座を実施

◇施設設置管理者等職員やスタッフの対応の充実

- ・職員の教育・研修
- ・障害者差別解消法に基づく職員対応要領の作成

◇その他

- ・案内情報サインの設置・見直し
- ・バリアフリーに関連した情報提供の充実
- ・災害時の避難行動要支援者対策の充実



市民や職員を対象にした勉強会
（茨木市）



交通事業者向けバリアフリー教育訓練（BEST）の実施
（主催：公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団）



障害のある人に対する職員対応ハンドブック（茨木市）

総持寺駅周辺地区

地区内の歩道は幅員が狭い、段差が多い、波打ち歩道区間がある等、多くの課題が指摘されています。バリアなく安全・安心、快適な移動空間を確保することが必要です。また、(仮称) JR 総持寺駅の整備が進められ、交通の利便性の高いまちへと変わっていくことが期待されます。将来のまちづくりを見据えながら、段階的なバリアフリー整備を行い、快適で住みよいまちづくりを進めていきます。

公共交通特定事業（鉄道）

A JR 総持寺駅
公共交通移動等円滑化基準への適合（整備済）

B 阪急総持寺駅

- 案内情報設備等の充実（整備済）
- トイレ設備の充実（整備済）
- ホーム柵の設置
- 車いす利用者でも利用しやすい券売機への改善
- 西改札出入口付近の改善

C 駅周辺

道路特定事業

1~15 市道
歩道改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備、歩行者の安全確保等

交通安全特定事業（信号・交差点）

(1) 庄栄小学校前

- 既設信号機の改良

公園特定事業

D 西河原公園

- 案内情報設備等の充実
- トイレ設備の充実
- 公園出入口部のバリアフリー化

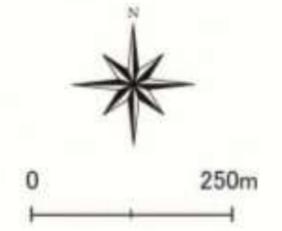
建築物特定事業

a~e 建築物
案内情報設備等の充実、視覚障害者誘導用ブロックの改善、トイレの利便性の向上、子育て世代も利用しやすい環境の整備等



凡例	
	重点整備地区
	生活関連経路
	行政界
	駅
	公共施設
	公園
	福祉・介護施設
	商店・商店街
	病院
	その他

A~G	駅舎・駅前広場
D	公園・緑地
1~15	市道
(1)	信号・交差点
a~e	建築物



南茨木駅周辺地区

本地区は、「交通バリアフリー法に基づく基本構想(平成15年2月)」に基づき、駅舎、歩道等のバリアフリー整備が一定進められています。しかし、ワークショップではいくつかのバリアが指摘されました。より、質の高いバリアフリーなまちづくりに向けた取り組みが求められます。阪急南茨木駅、大阪モノレール南茨木駅からバス停までの案内が十分ではないという指摘を、ワークショップで頂きました。また、駅舎は、移動円滑化基準を満足しているものの、より利便性の高い施設への要望があります。交通結節点としての利便性を高める対策が必要です。

交通安全特定事業(信号・交差)

(1) 東奈良三丁目

- 既設信号機の改良(整備済)

(2) 東奈良小学校北

- 既設信号機の改良(整備済)

公園特定事業

F 元茨木川緑地

- 公園の案内図の充実
- 公園出入口部の勾配の改善
- 公園出入口部の横断側溝ふたを細目の者に改善

建築物特定事業

a~d 建築物

案内情報設備等の充実、視覚障害者誘導用ブロックの改善、トイレの利便性の向上、エレベーターの利便性向上、子育て世代も利用しやすい環境の整備、移動経路の円滑化、障害者用駐車施設の確保等

公共交通特定事業(鉄道)

A 阪急南茨木駅

- 案内情報設備等の充実(整備済)
- トイレ設備の充実(整備済)
- 車いす利用者でも利用しやすい券売機への改善
- ホームの安全対策

B 大阪モノレール南茨木駅

- 案内情報設備等の充実(整備済)

駅前広場等

C 大阪モノレール南茨木駅西口

- 駅舎とバス停間の誘導案内の充実
- 路面の改良

D 阪急南茨木駅東口

- 案内情報設備等の充実
- 駅前広場の適切な運用の徹底
- 民間施設を活用した駅への移動円滑化経路の確保

E 阪急・モノレール連絡通路

- 移動経路の円滑化

道路特定事業

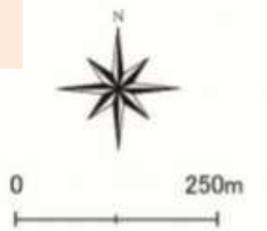
①~② 府道 1~15 市道

歩道改善、歩行空間の確保、視覚障害者誘導用ブロックの整備等



凡例	
---	重点整備地区
—	生活関連経路
- - -	行政界
■	駅
■	公共施設
■	公園
■	福祉・介護施設
■	商店・商店街
■	病院
■	その他

A~E	: 駅舎・駅前広場
F	: 公園・緑地
①~②	: 府道
1~15	: 市道
(1)~(2)	: 信号・交差点
a~d	: 建築物



しくみの構築

バリアフリー化推進の考え方

◇協働と連携による推進

市民、事業者、行政が基本構想で定めた基本方針の趣旨を踏まえ、それぞれの役割を認識し、できることから着実に実施してきます。また、それぞれが連携しながら協働によるバリアフリー化を推進していきます。

◇継続的なバリアフリー化にむけて

基本理念の実現に向け、かたち・ところ・しくみに配慮した整備を進めていきます。そのためには、スパイラルアップによるバリアフリー化の推進を継続的に進めていくことが重要となります。

このスパイラルアップとは、[計画づくり・設計] ⇒ [実施] ⇒ [評価] ⇒ [評価を踏まえた改善] という段階を積み重ねることで、バリアフリーを継続的に発展させていくことを意味します。このような継続的な発展を積み重ねていき、当事者の参画を積極的に進め、市民や行政を含む各主体が「総合的、横断的にバリアフリー化」に取り組んでいくことを支援します。



図6. 協働・連携のイメージ

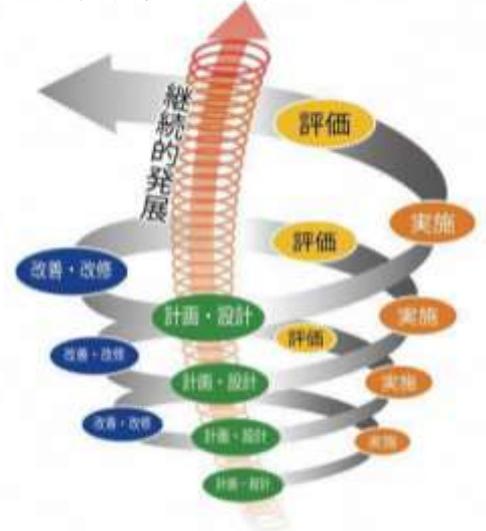


図7. スパイラルアップのイメージ

推進体制の構築

基本構想策定後も、市、事業者、市民等で構成される「茨木市バリアフリー基本構想協議会」を年1回程度開催し、バリアフリー整備や取り組みの進捗状況の確認、特定事業計画の内容についての確認を行い、毎年の取り組みを評価し、次年度のより質の高い取り組みに反映していきます。

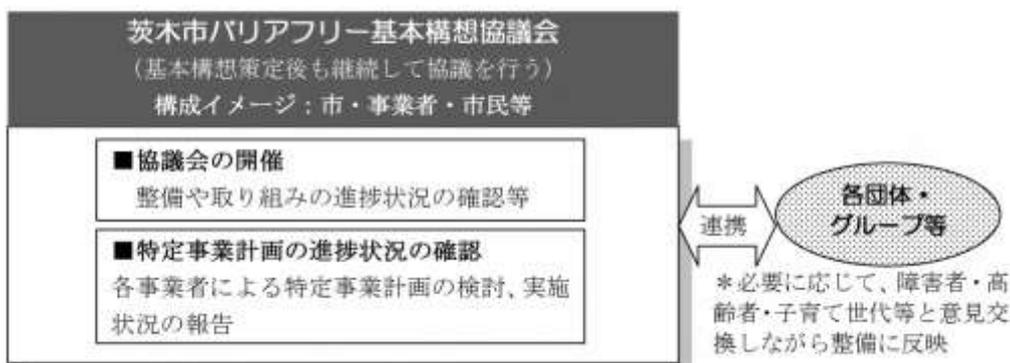


図8. 推進協議会のイメージ

茨木市バリアフリー基本構想（概要版）

平成28年(2016年)3月策定 令和4年(2022年)3月改定

茨木市 建設部 交通政策課

〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所南館4階

電話：072-647-2916 建設部ファックス：072-625-3181 E-mail：kotsuseisaku@city.ibaraki.lg.jp